

運動支援対象・対象外一覧表

補助対象になる運動の条件

- ①同じ施設の運動施設利用料
- ②運動指導者に支払う指導料金
- ③事業所の運動サークル会費
- ④各種スポーツ大会参加費

以下は具体例です。

○補助対象

- スポーツジムの利用
- バッティングセンターの利用
- ボウリング場利用料
- ゴルフ場、ゴルフ練習場の利用
- スキー場の入場料
- 登山の入山料
- スポーツトレーナーへの指導料
- 事業所の運動サークルの部費
- マラソン大会やウォーキング大会の参加料
- プールの回数券（レジャー施設除く）
- ボルダリングジムなどの年間パスポート

など…

×補助対象外

- ×eスポーツ
- ×入浴施設の利用
- ×ボウリングの貸し靴代（道具のレンタル代）
- ×運動を行うための道具の購入費用（ウォーキング靴やユニフォーム、ゴルフクラブなど）
- ×スキーのリフト券（乗り物代）
- ×登山時の山小屋利用料
- ×運動後のシャワーの利用料
- ×アミューズメント施設の利用料
- ×飲食を伴う施設利用（ダーツバーなど）
- ×運動を行う場所へ行く移動費用（交通費）
- ×家族のスポーツイベント参加費
- ×農団けんぽが法人契約を結んでいるスポーツクラブ（ルネサンス、RIZAP、chocoZAP）

など…

※レジャー要素が多いものは補助対象外にしています。
このほかの事例につきましては、都度健保組合にて審査をさせていただきます。
申請内容によっては補助対象外になる可能性もございますので、ご了承ください。